

# 新型コロナウイルス感染症に対する奥州金ケ崎行政事務組合議会の対応について

令和2年4月27日決定

令和2年6月19日改定

新型コロナウイルス感染症対策については、政府から発出されていた全国の緊急事態宣言が、5月14日に岩手県を含む39県で解除され、5月25日までに東京などを含む全ての都道府県で解除されましたが、新型コロナウイルスの感染リスクがゼロになったわけではなく、まだ予断を許さない状況にあります。

奥州金ケ崎行政事務組合議会においては、議会の安定的な運営を図るとともに執行機関の迅速な事務処理を支援していくため、県や構成市町の対応と足並みを揃えながら、下記のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組みを行います。

## 記

### 1 当面の対応

#### (1) 行動の基本

議員及び事務局職員は、新型コロナウイルス感染症への感染及び集団感染発生の防止のため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した「新しい生活様式」を実践しつつ、特に、以下を基本とする行動をとるものとする。

##### ① 3つの密を避ける行動

- ア 換気の悪い密閉空間を避けること。
- イ 多数が集まる密集場所を避けること。
- ウ 間近で会話や発声をする密接空間を避けること。

##### ② 不要不急な外出の自粛

県又は構成市町が移動の自粛を要請している場所への不要不急な外出の自粛

##### ③ 不急な行政視察等の取止め

県又は構成市町が移動の自粛を要請している場所への行政視察、それらの場所からの行政視察の受入れ等の不急な事業の取止め

#### (2) 感染疑い時の症状報告

議員及び事務局職員は、以下のいずれかに該当する場合、事務局に申し出て、会議を欠席するなどの対応をとるものとする。

- ア 発熱や咳などの風邪の症状がある。
- イ 匂いや味がしない。
- ウ 家族に上記ア又はイの症状がある人がいる。

#### (3) 感染防止対策の徹底

議場に入室する議員、住民等に対し、以下の感染防止策を実施する。

##### ① 手洗い、咳エチケット等の徹底

- ア 石鹸による手洗い及びアルコール消毒液による手指の消毒の呼びかけ
- イ 咳エチケットの徹底と必要に応じたマスク着用の呼びかけ
- ウ 会議室のドアノブ等のアルコール消毒

##### ② 会議室の換気等

- ア 議場等の扉開放による換気の許可
- イ 休憩時等の窓の開放による換気
- ウ 会議出席時及び発言時のマスク着用の許可
- エ 会議の円滑な進行による会議時間の短縮

##### ③ 会議の出席・傍聴の自粛要請等

- ア 体調不良者の会議の出席・傍聴の自粛要請
- イ ホームページ等による体調不良者の傍聴自粛の周知

## 2 新型コロナウイルス感染者発生時の本会議等の対応

奥州金ヶ崎行政事務組合議会は、議場の入室者（以下「議会関係者」という。）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、奥州保健所その他の新型コロナウイルス感染症の防疫に係る関係機関の対処措置等に従うとともに、以下の対応策を実施する。

### (1) 本会議の対応

本会議においては、以下の対応策を実施する。

#### ① 会期、議事日程等の調整

ア 議会関係者に新型コロナウイルス感染者の発生が判明したときは、議員全員協議会でその後の会議に係る会期、日程等を協議する。この場合において、住民生活に影響のある議案等の審議を優先し、一般質問の中止などの柔軟な対応も検討する。

イ 上記アの協議結果をもって、執行機関と会議に係る会期、日程等を調整する。

#### ② 議員等の出欠

ア 議会関係者に新型コロナウイルス感染者の発生が判明したときは、その後の会議における議員及び職員（以下「議員等という。」）の出席は、議案審議等に必要最小限の人員とする。

イ 新型コロナウイルスに感染した議員等は、会議を欠席することとし、出席を認めない。

ウ 上記イの欠席とする扱いは、完治が確認されるまで継続する。

#### ③ 会議の傍聴の禁止

ア 住民等の傍聴席での傍聴は、これを認めない。ただし、マスコミ等の取材者席での取材活動は、十分な感染予防措置がなされていることを確認したうえで、許可するものとする。

イ 上記住民等の傍聴禁止等の措置は、必要な防疫措置が終了するまで継続する。

### (2) 議員全員協議会の対応

議員全員協議会においては、上記(1)に準じる。

### (3) 奥州金ヶ崎行政事務組合議会新型コロナウイルス感染症対策会議の設置

ア 議長は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、必要に応じて奥州金ヶ崎行政事務組合議会災害対策会議設置規程を定め、「奥州金ヶ崎行政事務組合議会新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「感染症対策会議」という。）」を設置する。

イ 感染症対策会議を設置した場合の行動マニュアルは、別に定める。

## 3 本決定の見直し

新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、本決定は随時見直すものとする。